

第 65 回役員会（別紙） 名勝清風荘庭園整備活用委員会要項

役員会 第 65 回 平成 18 年 7 月 18 日（火曜日）開催

■別紙

名勝清風荘庭園整備活用委員会要項

（平成 18 年 7 月 18 日役員会決定）

第 1 名勝清風荘庭園の整備活用方策について検討するため、役員会の下に名勝清風荘庭園整備活用委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第 2 委員会は、次の各号に掲げる事項について、調査及び審議する。

- (1) 名勝清風荘庭園の整備の基本方針に関する事。
- (2) 名勝清風荘庭園の活用方策に関する事。
- (3) その他名勝清風荘庭園の整備活用に関する事。

第 3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 施設担当の理事
- (2) 本学の教授 若干名
- (3) 学外の有識者 若干名
- (4) 財務部長及び施設・環境部長
- (5) その他総長が必要と認める者 若干名

2 前項第 2 号、第 3 号及び第 5 号の委員は、総長が委嘱する。

3 第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 5 号の委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。

第 4 委員会に委員長を置き、第 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

第 5 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開会することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

3 前 2 項に規定するもののほか、委員会の議事の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第 6 委員会には、必要に応じて、作業部会を置くことができる。

第 7 委員会及び作業部会は、必要と認める時は、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第 8 委員会に関する事務は、施設・環境部施設企画課において処理する。

第 9 この要項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、施設担当の理事が定める。

附 則

この要項は、平成 18 年 7 月 18 日から施行する。